



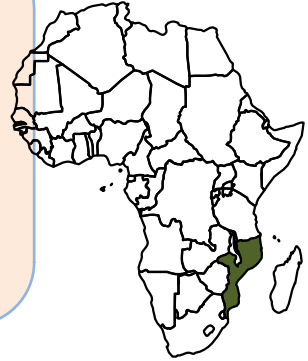
日・モザンビーク投資協定



背景

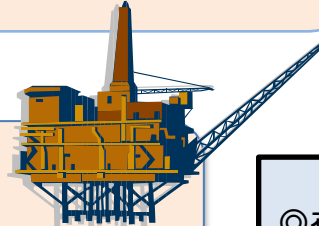
- モザンビークは、天然ガス、石炭等の鉱物・エネルギー資源が豊富
世界最大級の天然ガス生産案件(想定年産5000万トン)に我が国企業が参画
- 大規模炭田(想定年産500万トン:2016年出炭開始予定)の権益を我が国企業が保有
- アルミニウム精錬、ウッドチップ生産等の分野で我が国企業の既存投資あり
- 2013年6月 TICAD V(横浜)の際に署名
- 2014年1月 総理モザンビーク訪問時に、両国で早期発効を目指すことを確認

モザンビーク



意義

- ◆投資環境の透明性、法的安定性、予見可能性が向上



→ 我が国からの投資の更なる保護・促進 【経済界からも強い要望あり】

ポイント

- ◆ 二国間の投資を促進し、投資家の権利を保護する法的な枠組みを定める。

(例) ①投資財産の設立段階及び設立後の無差別待遇【第2条・第3条】

②投資財産に対する公正な待遇・十分な保護 【第4条】

③投資阻害要因となり得る要求(現地調達、技術移転・使用料制限等)の原則禁止【第6条】

④正当な補償等を伴わない収用の禁止 【第12条】

⑤投資受入国・相手国投資家間の紛争解決手続【第17条】

◎在留邦人:
135人(2013年7月)

◎進出日系企業:
8社(2013年12月)

◎進出分野:
鉱業(天然ガス、石炭)、
ウッドチップ生産、
アルミニウム精錬等

(参考)
米、英、仏、中、ポルトガル、
南ア等20か国と投資協定
を締結済み。